

明治維新期の鎮魂祭

山口 剛史

はじめに

現在も毎年十一月二十二日に御齋行の鎮魂祭について、鎌田純一氏は、『皇室の祭祀』⁽¹⁾で次のように述べられる。

新嘗祭の前日夕刻より綾綺殿にしつらえた祭場で行われる「みたましずめ」の儀である。(中略)

これらより、その意義について種々に解釈されているが、およそこれらを含め古典のなかに「みたましずめ」「みたまふり」の両觀念の存在がみられる。(中略)

このような觀念のもとに、重要な祭祀の前に御魂を本来にしようと願つての祭祀、鎮魂祭を行なったことが考えられるが、『儀式』巻第五の「鎮魂祭儀」に記すところは、既にこの両觀念を入れての儀である。

『延喜式』では巻第一以下各処にこの祭祀についての規定がみられるが、それらの伝統の上に、現在の鎮

魂祭は行われている。

(中略) これらをうけ、現在正しくは鎮魂の儀と称している。(中略)

この儀も、中世後期に中絶し、あと本格的に再興されたのは、明治六年(一八七三)十一月二十二日である。

鎮魂祭の先行研究を掲げると、まず、伴信友の『鎮魂伝』⁽²⁾がある。そして、八束清貫氏の御論攷⁽³⁾、川出清彦氏の「鎮魂祭古儀考」・「祭祀概説」⁽⁴⁾⁽⁵⁾が挙げられる。また、谷省吾氏は「鎮魂齋戸祭に関する一考察」齋戸はイハイバであらう⁽⁶⁾」を、安江和宣氏は「鎮魂祭の儀―特に木綿結びについて―」・「御衣振動に関する一考察」⁽⁷⁾⁽⁸⁾を発表されている。更に、松前健氏の各論文や、肥後和夫氏の「鎮魂の儀について」⁽⁹⁾、柳井己酉朔氏の「天岩戸神話の鎮魂祭的要素」⁽¹⁰⁾、倉林正次氏の「神話と祭り―高天の原の鎮魂と地上の鎮魂―」⁽¹¹⁾、工藤浩氏の「記・紀神話と鎮魂祭」⁽¹²⁾、義江明子氏の

「女巫」と御巫・宮人―鎮魂儀礼をめぐる⁽¹⁴⁾」等がある。加えて、津城寛文氏の大部『折口信夫の鎮魂論 研究史的位相と歌人の身体感覚⁽¹⁵⁾』を始めとする一連の御著作がある。何より専論として、渡辺勝義氏の大著『鎮魂祭の研究⁽¹⁶⁾』は欠くべからざる書である。さらに、渡辺氏は同書をまとめられた後に、「宮中鎮魂祭の変容―平安期以降の歴史的変遷⁽¹⁷⁾」を公表されている。最近では、新谷尚紀氏が「大和王権と鎮魂祭⁽¹⁸⁾」を出された。以上のほぼ全てが、主に古代の鎮魂祭を対象とした研究内容である。

こうした学恩を蒙り、筆者は、これまで注目されていなかった「中絶」期の鎮魂祭と近世の神祇伯白川家についてとを考察してきた。その結果、近世も鎮魂祭は伯家邸内で確実に奉修されていたこと、その次第にも変遷があったこと、等を具体的に実証し得た。

そして、改めて畏敬の念にかられたのは、主上・院を始め、摂家・伯家、そして朝廷全体に、純然たる神祇崇敬・朝儀復古の熱情が連綿脈々と継承されていたことである。そうした深い思いが、「中絶」期にも祭祀を水面下で継続させ、公的御再興を可能にしたのであろう。鎮魂祭は、人々の尽力や情熱と共に明治維新を迎えるに至った、とも言い得よう。

さて、本論文の目的は、今まで着目されていなかった明

治二年（一八六九）・三年（一八七〇）・四年（一八七一）の鎮魂祭次第をご紹介することである。

その意義として、次の二点を挙げるのが出来よう。まず、ご紹介する次第が、宮内庁書陵部御所蔵の未翻刻資料等を基にしている点、次に、この三回の鎮魂祭次第は、いずれもがその前回の内容と異なる次第である点、である。

たった三年間ではあるが、明治黎明期の当時、それぞれの年に時勢の変革と相応する特色があることが判った。この三年を比較することにより、そうした変遷を明らかにすることが出来る。また、江戸時代末期から明治時代初期の鎮魂祭の変容を確認することは、結果として、祭祀面のみならず、神祇伯白川家の位置づけについてを検証することともなろう。

当該時期についての研究は、膨大な成果が蓄積されている。中でも、明治維新期の新嘗祭・大嘗祭と吉田家に関しては、鎌田純一氏を始め、岩本徳一氏・阪本是丸氏・武田秀章氏⁽²³⁾が、早くに根幹となる研究をされている。近年では、神祇官や八神殿について、藤田大誠氏の詳細な研究がある⁽²⁴⁾。さらに、小平美香氏によって新たな成果が生み出され⁽²⁵⁾、この分野の研究は着実に深化し続けている。

そこで、本論文では、先学に導かれつつ、明治維新期の鎮魂祭の次第をご紹介し、研究の空隙を埋めたい。特に、

明治四年の鎮魂祭は、大嘗祭前日の御齋行であり、その次第を学界にご紹介する意義は大きいと考える。

一、明治元年以前の鎮魂祭

明治黎明期の鎮魂祭の特徴を比較するには、まず、その直前、幕末期に齋行されていた鎮魂祭の次第を知る必要がある。

そこで、幕末維新期の白川家当主資訓が明治二年十一月に明治政府に提出した、「白川殿鎮魂祭次第并祭文祝文等注進状」〔宮内庁書陵部御所蔵資料『鎮魂祭一件留』(四一三・一三〇)所収〕から、その次第を復元したい。

「白川殿鎮魂祭次第并祭文祝文等注進状」は、明治二年十二月御齋行の鎮魂祭直前に提出されたものである。よって、その内容は、直近に奉修されていた鎮魂祭に基づく、と推測出来るからである。

その次第は、次の通りである。なお、小字も同じ大きさの活字とし、「〔 〕」で括弧することでそれと示した(以下同じ)。

当日刻限以前祭主以下沐浴装束訖

八神殿鳥居前立於 御玉木

刻限物忌祝諸官以下進中門之外有手水之儀

次物忌祝等入中門進祓殿廊

次諸官位次入中門列立祓殿廊階下〔東上北面〕神部立

其後

次祭主着給祓殿中央座〔南方北面〕雑色褰簾

次物忌祝等着祓殿座〔南上西面〕

次諸官位次昇階着祓殿座〔南上東面〕

次神部二人祓具分配

次忌部進着軾〔南面〕読祓詞訖而退 此間祭主以下有祓之儀

次神部二人撤祓具

次物忌以下諸官等退座〔下臈為先〕下殿列立庭上〔南上西面〕

次祭主令神部召物忌

次物忌再昇階進軾、

次祭主問仰祭物及諸官以下之具不 物忌申弁備之由

祭主気色訖退下殿

次祭主起祓殿座神祇殿之階下給〔神部一人取脂燭〕

〔雑色二人随従〕

次祭主有手水之儀〔神部二人候之 但主水司代〕

次祭主着給齋殿腋座

次祝等南土廊代着座〔西上北面〕

次諸官東土廊着座〔北上西面〕

次物忌安置 御衣宮庭上机訖南土廊代着座〔北面〕

次巫女南土廊代着座〔北面〕

次令神部召樂所

次樂所參入位次北土廊着座〔西上南面〕

次奏阿知女曲

次供八代物〔太刀 弓矢 鈴 佐奈伎 絁 木綿 麻

以上八種亦神琴一面〕祝進神前供之神庫路次諸官手

繰神庫司授之諸官進自北鳥居 此間奏神樂歌

次供神饌〔高坏六本瓶子二葉盤九前〕祝進神前供之

神供所之路次大膳職手繰膳部二人候之 此間奏神樂歌

次祭主移給糸結座

次奉幣〔如順式幣仕祝〕

次祭主再拜〔物忌祝諸官等乍座応之〕

次祭主讀給祭文〔物忌以下面伏〕

懸卷〔母〕畏〔支〕敬祭〔留〕神祇〔乃〕靈峙〔者〕

上〔仁〕圓象〔乃〕御笠〔乎〕掛〔豆〕天〔仁〕化成

〔志〕下〔仁〕方形〔乃〕御席〔乎〕設〔豆〕地〔仁〕

化成〔志〕正中〔仁〕神籬〔乎〕起〔志〕嚴盆〔乎〕

置〔支〕真賢木〔乎〕樹〔豆〕上枝〔仁〕八坂瓊之曲

玉〔乎〕掛中枝〔仁〕八咫鏡〔乎〕掛下枝〔仁〕青和

幣白和幣〔乎〕掛〔豆〕天津璽瑞寶〔多留〕十種〔乃〕

靈〔乃〕神高皇產靈神神皇產靈神生魂神足魂神玉留魂

神大宮能賣神大御膳神事代主神及大直日神祝部殿天尾

羽張神乃御子布都〔乃〕御魂神布津志魂神出雲武雄神

等〔乃〕神座〔乎〕舗設〔介〕奉〔留〕事之由〔乎〕

諸神等平〔介久〕安〔介久〕間食〔豆〕皆來〔里〕鎮

座〔志〕賜〔陪止〕畏〔美〕畏〔美母〕白〔須〕

次御玉緒渡御〔御羽輦駕与丁神部四人奉昇之警蹕祝執

神枝発声扈從二人〕此間祭主以下面伏

次祭主以下拍八開手〔四度毎度八段祝一人催之〕

次巫女衝宇氣 三十反 此間奏神樂歌〔奏訖齋殿垂後

幔次垂前幔祝二人候之〕

次御糸結〔宇氣十反物忌進齋殿之傍御笏之音告巫女〕

此間奏神樂歌〔奏訖齋前幔祝二人候之〕

次祝進着神前之軾誦祝文訖復元座

次物忌御衣筥振動〔宇氣十反〕此間奏神樂歌

次祭主着給腋座〔着訖裏後幔祝二人候之〕

次奏大直日歌、

次祭主再拜〔物忌祝諸官等放座応之〕

次倭舞、

次行酒〔舞中催之神部二人候之〕

次祭主以下拍八開手〔如初〕

次御玉緒入御〔奉仕如初〕此間祭主以下面伏

次祝撤神前之幣授神部

次撤神饌〔祝撤之授大膳職畢直会殿豫用祓戸〕此間

奏神樂早歌

次撤八代物〔祝撤之諸官手繰納神庫〕此間奏神樂同前
次物忌撤御衣篋

次祭主一揖起座退下給〔從者如初〕

次物忌祝諸官等一揖起座退下

次巫女樂所等一揖起座退下

次祭主進着給直会殿座〔豫如祓座〕

次物忌祝諸官等進着直会殿座〔豫如祓座〕

次有神饌直会三献之儀〔神部二人候之〕訖祭主物忌以下二御気色

次祭主起座退入給

次物忌以下起座退下〔上首為先〕

次神部等退出

この次第に記される「祭主」とは、白川家当主即ち伯王であり、「物忌」・「祝」・「神部」・「忌部」・「巫女」といった所役は、伯家の門人等関係者が奉仕していた。また、「八神殿」とは、白川家邸内八神殿である。

このことに関連して、慶応三年（一八六七）年十二月、大國隆正は、「神祇官本義」²⁶で次のように記している。

（前略）神祇官をおきたまふは神武天皇の大孝をのべたまへるにおこりて、今猶神祇官代にて八神殿をつくり、としごとに鎮魂祭のことあり。（中略）いまも猶鎮魂祭をもて神祇官の要務とす。これにより鎮魂祭の

主意をしるすべきなり。

魂魄 大忠大孝 天神地祇

今みやこに神祇官代二所あり。鎮魂祭には白川家のとを用ゐたまひ、神宮勅使の發遣には吉田神樂殿を用ゐたまふ。ともに八神殿あり。八神殿は神祇官の本主にてあればなり。（後略）

隆正は、神祇官の存在意義を示し、鎮魂祭をその重要な祭祀と認識している。また、ここから判るのは、当時、「神祇官代」は白川家と吉田家の「二所」と理解されていたことである。そして、両家それぞれが所管した、「神祇官の本主」たる八神殿のうち、鎮魂祭の祭場となるのは白川家邸内の八神殿であったことである。

周知の通り、吉田家は、その宗源殿を祭場として新嘗御祈を齎行していた。²⁷一方、新嘗祭前日の鎮魂祭は、白川家が奉修していた。即ち、両家がこれら重要な祭祀を分享していた、とも考えられよう。

前述の通り、筆者は白川伯家における鎮魂祭の具体的な実態について別途研究を進めており、近世後期において、白川家での鎮魂祭がその邸内八神殿の前庭で齎行されていた一端を随時発表している。こうした立場から見ると、「白川殿鎮魂祭次第并祭文祝文等注進状」の鎮魂祭次第は、慣例に則った内容であり、その記述に不審な点は特段見当

たらない。

注目点を挙げるとすれば、次の如くである。「祓之儀」は「祓殿」で行われ、「祓詞」を「読」み奉ったのは「忌部」である。「御衣筥」は、「庭上机」に「安置」せられている。「祭主」(伯王)は、「斎殿」の「糸結座」で「祭文」を「読給」い、「御糸結」を奉仕する。「祭文」には、「上〔仁〕圓象〔乃〕御笠〔乎〕掛〔豆〕天〔仁〕化成〔志〕下〔仁〕方形〔乃〕御席〔乎〕設〔豆〕地〔仁〕化成〔志〕」といった対句表現に陰陽道的要素も見受けられる。また、八神と大直日神の他に、「祝部殿天尾羽張神乃御子布都〔乃〕御魂神布津志魂神出雲武雄神等」も奉斎している。「御玉緒」は、「御羽輦」で「渡御」する。「祝」が、「祝文」を「読」み奉る。以上の点が、特徴的であると言えよう。

ここで、宮内庁書陵部御所蔵資料『白川家日記』(四一四・一)の記述を確認したい。

『白川家日記』に拠れば、慶応元年(元治二年＝一八六五)・慶応二年(一八六六)、鎮魂祭は奉修されている。慶應三年(一八六七)の鎮魂祭は、孝明天皇の諒闇につき奉修されなかった。そして、明治元年(慶応四年＝一八六八)、資訓王は、九月二十日から東京行幸に供奉し、十二月十二日に京都へ帰っている。

この年の鎮魂祭について、『明治天皇紀』にその記述はないが、『白川家日記』に拠ると、留守邸で奉修されたようである。先学が明らかにされた通り、慶応三年以降、新嘗祭・新嘗御祈も変化していく。そこで、幕末から明治元年までの鎮魂祭の検証は、稿を改めて論じたい。

二、明治二年の鎮魂祭

明治二年(一八六九)の鎮魂祭は、それ以前の鎮魂祭とはかなり異なる。

まず、その行われた月日である。新嘗祭は十一月二十四日に京都で斎行されているが、先例に従えばその前夜に奉修されるはずの鎮魂祭は、十一月二十三日には行われなかった。この年、鎮魂祭が斎行されたのは、十二月十七日である。

この事情について、宮内庁書陵部御所蔵資料『鎮魂祭始末』(四一三・一二八)には、次のように記されている。

一 鎮魂祭日十二月十七日中寅日

十一月新嘗祭前日〔寅日〕鎮魂祭被為行候處此度十一月御用度御差支ニ付右之通ニ相成候事。

古来、鎮魂祭は、新嘗祭前日の寅日に行われていた。しかし、明治二年の鎮魂祭は、「御差支」のため、凡そ一ヶ月近く遅れて、十二月の中寅日に行われることになったと

いう。

「御差支」とは、果して何であろうか。『太政官日誌』第百十五号⁽²⁸⁾の記述を示そう。

東京城第七十八

○十二月十七日〔乙卯〕 追録

神祇官仮神殿御造営落成二付鎮魂祭被為行

『太政官日誌』では十二月十七日を卯日と誤記するが、乙卯は十八日であり、当日十七日は甲寅で寅日に間違い。神祇官仮神殿が落成したので、この日、木の香も芳しい新神殿で鎮座並びに鎮魂祭が行われたのである。

これまで京都の白川家邸内八神殿前庭で齋行されていた鎮魂祭だが、初めて東京で、それも白川家とは異なる新たな場所で行われることになったのである。

それに先立ち、常世長胤によれば「八神の御正体」、西田長男氏によれば「霊代」が、白川家の他、四親王家・吉田家から奉遷されたという。一方、『明治天皇紀』によれば、有栖川宮家・白川家・吉田家が京都で奉斎していた「霊代」は、明治五年（一八七二）一月十七日に神祇省八神殿へ「著御」、「遷座合祀」された。⁽³⁰⁾そして、同年四月二日に宮中賢所御拝殿にお鎮まりになっている。

さて、鎮魂祭が、神祇官仮神殿御落成を待つて齋行されたことは、当時の政府が、「新嘗祭前日という月日」より

も「齋行する場所」を重視したことを意味しよう。このことは、当時の明治政府の姿勢と深く連動し、そのあり方とも符合すると考えられる。

そして、八神が神祇官仮神殿にお鎮まりになったことは、白川家で鎮魂祭を齋行する根拠が失われたことをも意味する。また、明治政府の神祇政策からすれば、鎮魂祭が臣下の邸第で齋行されることは論外であったろう。加えて、白川家屋敷にまだ「霊代」が奉斎されている京都とは異なり、東京という新しい土地での御齋行が、物事の刷新を易しくする要因となったことは、言うまでもなからう。

白川家は明治五年には京屋敷の「霊代」も神祇省八神殿へ奉遷することになるが、こうした変容が同家にとって大きな打撃であったことは、想像に難くない。

明治二年十二月、白川家は既に伯職から外されており、資訓は神祇大副であった（同年二年七月八日に任ぜられる）。そして、鎮魂祭を奉修したのは、明治天皇の外祖父にして神祇伯の中山忠能である。『太政官日誌』第百十五号に拠れば、資訓は、同日の神殿鎮座祭では「奏大祓詞供神饌於神殿」しているし、大殿祭の祝詞も奏しているが、鎮魂祭の所役は担当していない。

即ち、前節で確認した資訓提出の「白川殿鎮魂祭次第并祭文祝文等注進状」は、忠能を始めとする人々に鎮魂祭の

詳細を示す為の資料であつたと考えられる。

こうした変化は、鎮魂祭の次第にも大きな影響を与えた。そこで、次に『太政官日誌』第百十五号から、明治二年の鎮魂祭次第をご紹介します。なお、この年の鎮魂祭の様子については、麗しい絵図も残っている⁽³¹⁾。

神殿御装束奉仕神祇少史以下勤之

次建 神前於御玉木〔物忌祝奉仕〕

次伯以下着祓殿座〔伯中央座物忌以下奥端座〕

次史生分配於祓具

次忌部代着軾読祓詞訖退〔祓詞同式文此間伯以下有祓之儀〕

次史生撤祓具

次物忌以下退下〔下臈為先〕列立庭上〔西上北面〕

次伯令史生召物忌

次物忌昇階着軾、

次伯問祭物及諸官以下之具否申弁備之由訖退下

次伯起座下殿〔官掌二人取脂燭 使部二人相従〕

次伯於鳥居外有洗手之儀〔史生役之〕

次伯昇 神殿開御扉

次大直日神々降

神降詞〔伯奉之〕

掛卷〔毛〕恐〔支〕大直日神此神床〔尔〕降坐〔世

止〕恐〔美〕恐〔美毛〕申〔須〕

次伯昇齋殿着腋座〔脂燭従者如前〕

次物忌以下着西土廊座〔北上東面〕

次御巫着西土廊座〔有扶持人〕

次歌人着東土廊座〔北上西面〕

次奏阿知女曲〔史生告之〕

次供八代物〔太刀 弓箭 鈴 佐奈伎 絃 木綿 麻

神琴〕其儀物忌祝進 神前供之諸官運送 此間奏神

歌

次供神饌〔高坏六本瓶子二口〕其儀物忌祝供之諸官運

送 此間奏神樂歌

次伯移着糸結座

次祝進幣於伯

次伯再拝〔物忌以下乍座応之〕

次伯授幣於祝々取之奉 神前

次伯読祭文〔物忌以下面伏〕

祭文

是〔之〕官〔之〕祭場〔尔〕鎮坐〔須〕掛卷〔母〕

恐〔支〕神産日神高御産日神玉積産日神生産日神足産

日神大宮賣神御食津神事代主神及今日招祭〔礼留〕大

直日神〔乃〕大前〔尔〕従一位行神祇伯藤原朝臣忠能

恐〔美〕恐〔美母〕白〔左久〕掛卷〔母〕恐〔支〕櫃

原宮〔尔〕天下知食〔志〕天皇命〔乃〕大御代〔尔〕
宇麻志麻遲命〔乃〕奉出〔世留〕天津御寶〔乃〕美豆
〔乃〕十種〔乃〕神寶〔乎〕以〔弓〕御鎮魂〔乃〕祭
〔乎〕始給〔比志〕宮事〔乃〕随〔尔〕其〔我〕例
〔尔〕習〔比〕其〔我〕事〔乎〕治給〔布止志弓〕皇
神等〔乃〕大御前〔尔〕諸〔乃〕神事奉仕〔弓〕大御
魂布里奉〔里〕肅奉〔利〕給〔布〕如此肅給〔布賀〕
故〔尔〕天皇命〔乃〕大御體〔波〕千代〔尔〕五百代
〔尔〕堅磐〔尔〕常磐〔尔〕患賜〔布〕事無〔久〕惱
賜〔布〕事無〔久〕白玉〔乃〕大御白髮坐〔志〕赤玉
〔乃〕御阿加良〔毘〕坐〔志〕弥乎知〔尔〕弥若叡
〔尔〕令榮坐給〔幣止〕奉〔留〕物〔波〕御酒〔波〕
甕上高知甕腹滿並〔弓〕大海原〔尔〕住物〔波〕鰭広
物鰭狭物奥津藻菜辺津藻菜海川山野〔乃〕種々〔乃〕
御饌物〔乎〕礼代〔止〕置足〔波志弓〕慎敬〔比〕恐
〔美〕恐〔美母〕乞祈白〔須〕事〔乎〕高々〔尔〕聞
食〔世止〕鹿自物膝折伏〔世〕鵜自物頸根衝拔〔弓〕
恐〔美〕恐〔美母〕白〔須〕辞別〔弓〕白〔左久〕皇
太后皇后〔乃〕二所〔乃〕宮〔乎母〕專同状〔尔〕乞
祈申事〔乎〕高々〔尔〕聞食〔弓〕守〔利〕幸〔幣〕
給〔幣止〕恐〔美〕恐〔美母〕白〔須〕
次御玉緒渡御〔史生取脂燭前行官掌二人昇之〕祝執紳

枝警蹕〔祝二人相從〕

次奉取出御玉緒宮奉安祭場所机上〔此間伯以下面伏

次伯以下拍八開手〔四般每度八段祝催之〕

次御巫進昇宇氣舟執鉞衝宇氣〔三十反〕此間奏神樂歌
奏訖肅殿垂後幔次垂前幔祝二人候之

次伯奉仕糸結〔宇氣十反〕此間奏神樂歌訖奏前幔祝候
之

次物忌 昇神殿取案上柳筥向祭場所置祓机上奉移 御
衣進 神前案前振動御巫衝宇氣〔度始如〕 此間奏神
樂歌

次向祭場所奉移御玉緒本宮

次御玉緒 入御〔奉仕面伏等同上〕

次大宮御玉緒 渡御〔同上〕

次同御玉緒奉安祭場所机上〔面伏同上〕

次御巫昇宇氣舟執鉞衝宇氣〔同上〕 此間神樂了垂幔
〔同上〕

次伯奉仕 大宮糸結〔宇氣十反神樂褰幔同上〕

次物忌取柳筥向祭場所奉移御衣 進神前振動 御巫衝
宇氣〔同上神樂同上〕

次向祭場所奉移同御玉緒本宮

次大宮御玉緒入御〔同上〕

次中宮御玉緒渡御〔向祭場所奉移同 御玉緒本宮之儀

如初」

次伯復脇座訖褰後幔〔祝候之〕

次大直日歌

次伯再拝物忌以下離座応之

次倭舞

次史生献杯於伯以下三献〔舞中催之〕

次伯以下拍八開手〔如初〕

次中宮御玉緒入御

次祝撤 神前幣授史生

次撤神饌置直会殿机上〔運送如初〕 此間奏神樂歌

次撤八代物〔如初〕 此間奏神樂早歌

次伯一揖起座

次昇 神殿

次神昇

神昇詞

掛卷〔毛〕恐〔支〕大直日神元〔乃〕御座〔尔〕返

〔利〕坐〔世止〕恐〔美毛〕申〔須〕

次鎖御扉

次物忌以下一揖起座

次御巫歌人起座

次伯着直会殿

次物忌以下着座

次有神饌直会三献之儀〔神部二人候之〕

次伯以下起座〔上首為先〕

この次第に記される「伯」とは、先述の通り、今や白川伯王ではなく中山忠能である。そして、「物忌」・「祝」・「忌部代」は、他の奉仕者に「神祇少史」・「史生」・「官掌」がいることから明らかな通り、神祇官員である。「巫女」は「御巫」に、「樂所」は「歌人」に、改められている。

「祓之儀」は「祓殿」で行われ、「祓詞」を「読」み奉ったのは「忌部代」である。明治二年度の特徴は、四点ある。まず、「大直日神」の「神降」・「神昇」を行っている点である。八神は、「是〔之〕官〔之〕祭場〔尔〕鎮坐〔須〕」とある通り、仮神殿に坐しますので、「招祭」の必要がなかった。次に、「皇太后皇后〔乃〕二所〔乃〕宮」の鎮魂祭も、併せて行われている点である。第三に、「祝文」が無くなった点である。最後は、「撤神饌」間は「奏神樂歌」で、「撤八代物」間は「奏神樂早歌」となった点である。

三、明治三年の鎮魂祭

鎮魂祭が神祇官仮神殿で斎行されたのは、明治二年の一度きりであった。明治三年（一八七〇）十一月二十三日の『白川家日記』には、次の通り記されている。

今日於宮内省鎮魂祭

このことは、往古に立ち帰る祭祀を志向する限り、当然の帰結であったと言える。何故なら、古代の鎮魂祭は、神祇官ではなく、宮内省正庁で行われていたからである。

弘仁神祇式によれば、「当日薄暮（中略）令内蔵寮持御服向宮内省」とある。⁽³²⁾そして、『貞観 儀式』・『延喜式』・『北山抄』によれば、大嘗祭もしくは穢の時以外は、宮内省正庁にて斎行したことが判る。

『日本三代実録』元慶元年（八七七）十一月十七日甲寅条にも、次のように記されている。

於神祇官修鎮魂祭、縁宮内省行大嘗祭事也、

また、『西宮記』には、「天慶八年十一廿三、省有穢、於神官行之」とある。天慶八年とは九四五年である。

即ち、鎮魂祭の祭場は、あくまでも宮内省で、特別な事情のある場合のみ神祇官が用いられたのである。

後世、宮内省の建物が廃絶した後であっても、旧地に平張を立て、内侍は牛車に乗ったまま参列したことが、『江家次第』の次の文言から分かる。

近代彼省無一屋仍曹庁跡立平張行之（中略）内侍乍乗車立輦北、

やはり、跡地といえども、「宮内省」という場が重視されていたことが窺えよう。

さらに、『宮主秘事口伝』・『薩戒記』・『康富記』といっ

た後代の記述でも、いずれも宮内省旧地に内侍が参向して斎行している。つまり、この点は、やむを得ず祭儀の簡略化が進行した時代においても、固く守られていたと考えられる。

よって、中世以前の鎮魂祭を考慮してであろうか、明治三年以降の鎮魂祭は、「宮内省代」及び「宮内省（正）庁代」に相応しい場所で行われた、と考えられる。⁽³³⁾

また、武田秀章氏によると、「神祇官祭祀は宮中神殿が設けられるまで過渡的に行なはれる、あくまでも仮のものにすぎない。そこでの祭祀は、やがて宮中に移行されることを前提として暫定的に執行されるにとどまる」と、福羽美静等は構想していた。

結果、明治三年の鎮魂祭は、宮城西之丸域内の「山里」を「宮内省代」として斎行された。「山里」には、内侍所等の社殿があった。⁽³⁴⁾宮内庁書陵部御所蔵資料『鎮魂祭一件留』（四一三・一三〇）には、「庚午十一月 鎮魂祭仮殿取建絵図」が附されている。「庚午」は、明治三年のことである。この絵図を拝見すると、「神殿」に向かって「糸結幄」が描かれている。その周囲には、「内侍所」や「山里御土蔵」も描かれている。

そして、『鎮魂祭一件』（四一三・一二九）等に拠れば、資訓は、明治二年同様、神祇大副であったけれども、鎮魂

祭の御斎行にはやはり深く関わることはなかった。鎮魂祭を奉修したのは、同じく神祇伯中山忠能である。

興味深いのは、その一方で、資訓がこの年の新嘗祭に関与している点である。こうした点からも、福羽美静の意向が窺えよう。即ち、白川・吉田の両家からその力を削ぎ、且つ、両家の分掌の秩序を混乱させ、あわよくば対立させようとしたのであろう。

明治二年の新嘗祭は、元年と同様、京都の吉田家宗源殿を神祇官代として行われたが、東京奠都の本格化に伴い、明治三年の新嘗祭は東京の神祇官で行われた。以上の点について、阪本是丸氏は次のように述べられる⁽³⁵⁾。

それは、近世の新嘗祭再興をもたらした吉田家での新嘗御祈への決別であり、また伝統的な神祇官家である吉田家（および白川家）の退場をも意味していた。

阪本氏が括弧内に書かれた白川家の「退場」について補足しよう。資訓は、明治三年十二月二十六日、神祇大副を解かれている。そして、改めて神祇官出仕に任じられ、「八神殿取調御用」の命を受けた。この件について、常世長胤は次のように述べている⁽³⁶⁾（長胤は、この人事を同十二日とする）。

中に気の毒なるは白川三位資訓なり。何にとなれば此家の代々神祇伯を勤め来し事は、清仁親王の男延信王

に始りて、今は千年に近かるべし。（中略）今し此新世となりて漸々に本官をも興され、官祭の形をも見らる、時にあひしかもと嬉しみ悦びて仕奉る間をば、僅かに四年をも経ずして、何の罪もなく官職を解れ、其跡には本官に縁もなき、近衛忠房を大副に据られて、千年に近く縁のある本官に離る、事なれば、これより悲しき事はあるべからず。かへすくもいぶかしき所為にぞありける。

それでは、ここで、宮内庁書陵部御所蔵資料『鎮魂祭一件留』（四二三・一三〇）収載「宮内省代鎮魂祭次第」から、明治三年の鎮魂祭次第を復元し、ご紹介したい。「宮内省代鎮魂祭次第」は、神祇官用箋に記されている。

神殿御装束奉仕〔宮内権大録以下奉仕〕

先建御玉木〔物忌祝奉仕〕

次彈正台着斎殿北西仮幄坐

次神祇官着斎殿北仮幄坐

次神楽人着其之西之仮幄坐

次太政官着斎殿南仮幄坐

次宮内省着其西之仮幄坐

次諸省卿輔着其西之仮幄座

次伯以下着被幄坐

次史生分配於被具

次忌部代進軾讀祓詞訖執神枝祓

次伯以下有手水之儀〔省掌役之〕

次伯昇 神殿〔神祇官掌取脂燭前行〕

次神降 二座

掛卷〔毛〕恐〔支〕神祇官〔尔〕坐〔須〕八柱大神此
神籬〔尔〕降〔利〕坐〔世止〕恐〔美〕恐〔美母〕申

〔須〕掛卷〔毛〕恐〔支〕大直神此神籬〔尔〕降〔利〕

坐〔世止〕恐〔美〕恐〔美母〕申〔須〕

次伯昇齋殿着腋坐〔脂燭從者如前〕

次物忌以下着坐

次奏阿知女曲

次供八代物 太刀 弓矢 鈴 佐奈伎 絁 木綿 麻

神琴 其儀物忌祝等相伝奉供 神前 此間奏神樂歌

次供神饌〔二座〕其儀如供八代物式 此間奏神樂歌

次伯移着糸結坐

次祝進幣於伯

次伯再拜〔物忌以下乍坐心之〕

次伯授幣於祝祝取之奉 神前

祭文

掛卷〔母〕恐〔支〕神產日神高御產日神玉積產日神
生產日神足產日神大宮賣神御食津神事代主神及大直神
〔乃〕大前〔尔〕從一位行神祇伯藤原朝臣忠能恐〔美〕

恐〔美母〕白〔左久〕掛卷〔母〕恐〔支〕橿原宮〔尔〕
天下知食〔志〕天皇命〔乃〕大御代〔尔〕宇麻志麻遲
命〔乃〕奉出〔世留〕天津御寶〔乃〕美豆〔乃〕十種
〔乃〕神寶〔乎〕以〔弓〕御鎮魂〔乃〕祭〔乎〕始給
〔比志〕宮事〔乃〕隨〔尔〕其〔我〕例〔尔〕習〔比〕
其〔我〕事〔乎〕治給〔布止志弓〕皇神等〔乃〕大御
前〔尔〕諸〔乃〕神事奉仕〔弓〕大御魂布理奉〔里〕
齋奉〔利〕給〔布〕如此齋給〔布賀〕故〔尔〕天皇命
〔乃〕大御體〔波〕五百代〔尔〕千代〔尔〕堅磐〔尔〕
常磐〔尔〕患賜〔布〕事無〔久〕惱賜〔布〕事無〔久〕
白玉〔乃〕大御白髮坐〔志〕赤玉〔乃〕御阿加良〔毘〕
坐〔志〕弥乎知〔尔〕弥若叡〔尔〕令榮坐給〔幣止〕
奉〔留〕物〔波〕御酒〔波〕甕上高知甕腹滿並〔弓〕
大海原〔尔〕住物〔波〕鰭広物鰭狭物奥津藻菜辺津藻
菜海川山野〔乃〕種々〔乃〕御饌物〔乎〕礼代〔止〕
置足〔波志弓〕慎敬〔比〕恐〔美〕恐〔美母〕乞祈白
〔須〕事〔乎〕高々〔尔〕聞食〔世止〕鹿自物膝折伏
〔世〕鵜自物頸根衝拔〔弓〕恐〔美〕恐〔美母〕白
〔須〕辞別〔弓〕白〔左久〕皇太后皇后〔乃〕二所
〔乃〕宮〔乎母〕專同狀〔尔〕乞祈申事〔乎〕高々
〔尔〕聞食〔弓〕守〔利〕幸〔幣〕給〔幣止〕恐〔美〕
恐〔美母〕白〔須〕

次御玉緒 渡御〔少録取脂燭前行省掌二人昇之〕祝執
柵枝警蹕

次物忌取出 御玉緒宮奉安祭場所机上 此間伯以下
伏

次伯以下拍八開手〔四段每度八段祝催之〕

次御巫進昇宇氣舟執鉾衝宇氣〔三十反〕此間奏神樂歌
奏訖垂齋殿後幔 次垂前幔祝二人役之

次伯奉仕糸結 宇氣十反 此間奏神樂歌訖褰前幔祝役
之

次物忌取 柳宮進 祭場所奉納 御衣進 神前振動御

巫衝宇氣〔度始如〕此間奏神樂歌

次進祭場所奉納 御玉緒於本宮

次御玉緒 入御

次大宮 御玉緒 渡御〔同上〕

次奉安 御玉緒於 祭場所机上〔面伏同上〕

次御巫昇宇氣舟執鉾衝宇氣〔如初〕此間神樂垂幔
〔同上〕

次伯奉仕 大宮糸結〔宇氣十反〕神樂褰幔同上

次物忌取柳宮進 祭場所奉納 御衣進 神前振動御

巫衝宇氣〔同上神樂同上〕

次進 祭場所奉納 御玉緒於本宮

次大宮 御玉緒 入御〔同上〕 伯以下白地起座

次中宮 御玉緒 渡御〔進祭場所奉納御玉緒於本宮儀
如初〕

次伯復坐訖褰後幔〔祝役之〕

次大直日歌、

次伯再拜物忌以下下坐応之

次倭舞、

次史生獻杯於伯以下三獻〔今度略之〕

次伯以下拍八開手〔如初〕

次中宮 御玉緒 入御

次祝撤 神前幣授史生

次撤神饌〔運送如初〕此間奏神樂歌

次撤八代物〔如初〕此間奏神樂早歌

次伯一揖起座

次昇 神殿

次神昇〔二座〕

掛卷〔母〕恐〔支〕神祇官〔尔〕坐〔須〕八柱大神本

〔乃〕御坐〔尔〕帰〔利〕鎮坐〔世止〕恐〔美〕恐

〔美毛〕申〔須〕掛卷〔毛〕恐〔支〕大直神本〔乃〕

御坐〔尔〕帰〔利〕鎮畔〔世止〕恐〔美〕恐〔美母〕

申〔須〕

次物忌以下一揖起座

次御巫歌人起座

次伯着直会殿（以下今度略之）

次物忌以下着坐

次有神饌直会三献之儀

次伯以下起坐（上首為先）

この次第では、「宮内権大録」・「少録」・「省掌」といった、宮内省員も奉仕している。また、先に参列者が坐に着する点、召し立ての儀が無くなった点も、特徴的である。何よりの特色は、「神降」・「神昇」が「二座」となった点である。それは、祭場が変更されたので、「神祇官（尔）坐（須）八柱大神」もお招きする必要が生じたからである。そして、「大直日神」を「大直神」に、「千代（尔）五百代（尔）」を「五百代（尔）千代（尔）」に、といった変更も着目点である。また、「倭舞」中と「直会」との「三献」が、それぞれ「今度略之」となっている。

四、明治四年の鎮魂祭

明治四年は、いよいよ大嘗祭の年である。福羽美静は、同年五月十九日、大嘗会御用掛に就任している。

そして、五月二十二日、吉田良義が卜部となって国郡卜定の儀が斎行され、悠基斎田は甲斐国巨摩郡に、主基斎田は安房国長狭郡に、それぞれ決定した。

一方、資訓は、八月四日に神祇大掌典を拝命し、九月に

は抜穂使として活躍している。

資訓の大掌典としての役割は、それだけに止まらなかった。資訓は、明治四年の鎮魂祭で、御糸結を奉仕しているのである。

祝詞は神祇大輔福羽美静が奏上したとは言え、資訓が鎮魂祭の大事である御糸結を奉仕した意義は大きい。正しく白川家の面目躍如と言えよう。従来、国郡卜定の儀で吉田良義が卜部となった点のみ着目されてきたが、資訓の御糸結奉仕の重要性も全く同一であろう。

それまで祭祀を実質的に担ってきた旧神祇官人を排し、同時に旧儀を再興するのは、極めて困難なことであつたろう。改革を目指しながらも、祭祀の厳修を重視すれば、古儀を継承せざるを得ないのはむしろ当然であろう。

祭祀の実質的な復興は、家職として従来その祭祀に携わってきた旧神祇官人の具体的な知識なくして不可能であつた、と思われる。そして、古儀に復するには、鎮魂祭も白川家に依存せざるを得なかった、と考えられる。

結果として、大嘗祭に直面し、旧神祇官人を排する方針は一時的に撤回され、「神祇四姓」の復活が要請された。そして、排除の方向であつた白川資訓・吉田良義が復権し、同時に祭祀も復古したのである。

このことに関連して、小平氏は次のように述べられる。⁽³⁷⁾

これによって、神祇官内においては祭政が分離されていること、すなわち「神祇行政」と「神祇祭祀」が分けられたことがわかる。白川、吉田は神祇行政から切り離され、祭祀を専らにする存在になったことが意味されよう。「儀式を掌る」ことを示すその職名は、神祇官における新たな彼らの立場を表している。

このように当初の方針にもかかわらず、両氏が神祇官に復活を果たした理由は、(中略)明治国家が重視していた「祭祀」の執行にあたり、両氏の存在が實際のところ不可欠であったことに求められよう。

資訓に対する処遇の変化は、大嘗祭と一連の神事とを円滑に遂行するための手段に過ぎず、資訓が福羽と円満な関係を結んだ結果ではないことは、後述の事実が示そう。

さて、明治四年十月二十九日、「四時祭典定則」が定められ、鎮魂祭は中祭と位置付けられた。そして、『明治天皇紀』同年十一月十六日条には、次の通り記されている。

明十七日大嘗祭を行はせらるゝに因り、鎮魂祭を修す、午後七時儀畢る、

そこで、宮内庁書陵部御所蔵資料『鎮魂祭一件留』(四一三・一三〇)から、明治四年の鎮魂祭次第を復元し、ご紹介したい。同資料のうち、「於宮内省被行鎮魂祭次第」は宮内省用箋に、福羽美静の祝詞は神祇省用箋に、記され

ている。

古代、大嘗祭の場合、宮内省ではなく神祇官で斎行された鎮魂祭だが、「於宮内省」とあるので、祭場は明治三年と同様であったと推測する。

神祇省制定『明治四年大嘗会式』は、その木版本の写真複写が『踐祚大嘗祭 資料篇』⁽³⁸⁾に、翻刻が『大嘗祭の研究』⁽³⁹⁾に収載されている。しかし、次にお示しする鎮魂祭次第は、『明治四年大嘗会式』には収められていない。そこで、本稿にご紹介する意義は大きいと考える。

神殿御装束奉仕〔宮内大録以下奉仕〕

先御玉木ヲ神前ニ建ツ〔掌典奉仕〕

次神祇省齋殿ノ北仮幄坐ニ着ク

次伶人西之仮幄坐ニ着ク

次式部齋齋殿ノ南仮幄坐ニ着ク

次宮内省西之仮幄坐ニ着ク

次神祇大輔以下手水〔少神部之ヲ役ス〕

次神祇大輔以下祓幄坐ニ着ク

次少掌典軾ニ進ミ祓ノ詞ヲ読訖テ榊枝ヲ執テ祓フ

次神祇大輔 神殿ニ昇ル〔少神部取燭ヲ執テ前行〕

次神降ニ坐

次神祇大輔齋殿ニ昇リ腋坐ニ着ク〔脂燭役者前ノ如シ〕

次大掌典以下坐ニ着ク

次阿知女曲ヲ奏ス

次八代物ヲ供ス 太刀 弓 矢 鈴 佐奈伎 繩 木

綿 麻 神琴 神楽歌奏ス

次神饌ヲ供スニ坐 神楽歌奏ス

次大掌典糸結座ニ移坐ス

次中掌典幣ヲ神祇大輔ニ進ム

次神祇大輔再拜〔少輔以下坐ナカラ之ニ応ス〕

次神祇大輔幣ヲ中掌典ニ授ク中掌典之ヲ執テ神前ニ奉ル

次神祇大輔祝詞ヲ読ム〔少輔以下面伏〕

掛卷〔母〕恐〔支〕神産日神高御産日神玉積産日神

生産日神足産日神大宮賣神御食津神事代主神及大直神

〔乃〕大前〔尔〕神祇大輔從四位行福羽美静恐〔美〕

恐〔美母〕白〔左久〕掛卷〔母〕恐〔支〕橿原宮〔尔〕

天下知食〔志〕天皇命〔乃〕大御代〔尔〕宇麻志麻遲

命〔乃〕奉出〔世留〕天津御寶〔乃〕美豆〔乃〕十種

〔乃〕神寶〔乎〕以〔弓〕御鎮魂〔乃〕祭〔乎〕始給

〔比志〕宮事〔乃〕随〔尔〕其〔我〕例〔尔〕習〔比〕

其〔我〕事〔乎〕治給〔布止志弓〕皇神等〔乃〕大御

前〔尔〕諸〔乃〕神事奉仕〔弓〕大御魂布里奉〔里〕

斎奉〔利〕給〔布〕如此斎給〔布賀〕故〔尔〕天皇命

〔乃〕大御體〔波〕五百代〔尔〕千代〔尔〕堅磐〔尔〕

常磐〔尔〕患賜〔布〕事無〔久〕悩賜〔布〕事無〔久〕

白玉〔乃〕大御白髮坐〔志〕赤玉〔乃〕御阿加良〔毘〕

坐〔志〕弥乎知〔尔〕弥若叡〔尔〕令榮坐給〔幣止〕

奉〔留〕物〔波〕御酒〔波〕甕上高知甕腹滿並〔弓〕

大海原〔尔〕住物〔波〕鰭広物鰭狭物奥津藻菜辺津藻

菜海川山野〔乃〕種々〔乃〕御饌物〔乎〕礼代〔止〕

置足〔波志弓〕慎敬〔比〕恐〔美〕恐〔美母〕乞祈白

〔須〕事〔乎〕高々〔尔〕聞食〔世止〕鹿自物膝折伏

〔世〕鵜自物頸根衝拔〔弓〕恐〔美〕恐〔美母〕白

〔須〕辞別〔弓〕白〔左久〕皇后〔乃〕宮〔乎母〕專

同状〔尔〕乞祈申事〔乎〕高々〔尔〕聞食〔弓〕守

〔利〕幸〔幣〕給〔幣止〕恐〔美〕恐〔美母〕白〔須〕

次御玉緒渡御〔中神部脂燭ヲ取テ前行少神部之ヲ昇

ク〕掌典神枝ヲ執テ警蹕

次大掌典 御玉緒篋ヲ取出シ斎殿ノ机上ニ安奉ル 神

祇大輔以下面伏

次神祇大輔以下八開手ヲ拍ツ〔四段毎度八段中掌典役

之〕

次内掌典進テ宇氣舟ニ昇リ鉦ヲ執テ宇氣ヲ衝ク〔三十

反〕 神楽歌ヲ奏ス訖テ少掌典斎殿ノ後幔ヲ垂ル 次

前幔ヲ垂ル

次神祇大輔 御玉緒斎殿中央ノ案上ニ置ク大掌典糸結奉仕ス 宇氣〔十反〕 神楽歌ヲ奏ス訖テ少掌典斎殿ノ前幔ヲ褰

次中掌典柳笛ヲ取り斎殿ニ進ミ御衣ヲ納奉リ 神前ニ進ミ振動 内掌典宇氣ヲ衝ク〔度初ノ如シ〕 神楽歌ヲ奏ス

次大掌典斎殿ニ進ミ御玉緒ヲ本宮ニ納奉ル

次御玉緒入御

次中宮御玉緒渡御〔上ニ同シ〕

次大掌典御玉緒ヲ斎殿ノ机上ニ安奉ル〔面伏上ニ同シ〕

次内掌典宇氣舟ニ昇テ鉾ヲ執リ宇氣ヲ衝ク〔初ノ如シ〕 神楽歌了テ幔ヲ垂ル〔上ニ同シ〕

次神祇大輔御玉緒ヲ斎殿中央ノ案上ニ置ク 大掌典中宮糸結奉仕ス〔宇氣十反神楽褰幔上ニ同シ〕

次中掌典柳笛ヲ取テ斎殿ニ進ミ御衣ヲ納奉リ神前ニ進ミ振動 内掌典宇氣ヲ衝ク〔上ニ同シ〕 神楽上ニ同シ〕

次大掌典斎殿ニ進ミ御玉緒ヲ本宮ニ納奉ル

次大掌典脇坐ニ復シ訖テ斎殿ノ後幔ヲ褰ク〔小掌典之ヲ役ス〕

次大直歌

次神祇大輔再拜少輔以下坐ヲ下リ之ニ応ス 次倭舞

次神部杯ヲ神祇大輔以下ニ献ル三献〔今度之ヲ略ス〕

次神祇大輔已下八開手ヲ拍ツ〔初ノ如シ〕

次中宮 御玉緒 入御

次中掌典神前ノ幣ヲ撤テ神部ニ授ク

次神饌ヲ撤ス〔運送初ノ如シ〕 神楽歌ヲ奏ス

次八代物ヲ撤ス〔初ノ如シ〕 神楽早歌ヲ奏ス

次神祇大輔一揖シテ坐ヲ起チ昇殿ス

次昇神殿

次神昇二坐

次神祇少輔以下一揖シテ坐ヲ起ツ

次内掌典伶人坐ヲ起ツ

次神祇大輔直会殿ニ着ク〔以下今度之ヲ略ス〕

次大掌典以下坐ニ着ク

次神饌直会三献ノ儀アリ

次神祇大輔以下坐ヲ起ツ〔上首ヲ先トス〕

この次第では、「神殿御装束」は「宮内大録」以下の宮内省員が奉仕しているが、実際の祭儀の所役は、「掌典」・「神部」といった神祇省員が奉仕している。「幣」を扱うのも「祝」から「中掌典」に改められている。「御巫」は「内掌典」に、「歌人」は「伶人」に、改められている。

そして、明治四年度の最大の特色は、先述の通り、「祝詞ヲ読ム」のは福羽美静が、「糸結」は白川資訓が、それぞれ奉仕した点である。他の特徴としては、「手水」が「祓」の前になった点、英照皇太后の御糸結の記述が無い点、前年度同様に「三献」が略されている点である。

おわりに

以上、明治維新期の鎮魂祭について、四つの次第を基にその変遷を確認した。その過程は、白川家が祭祀行政上の地位を失っていく様子を、まざまざと反映するものでもあった。

明治五年三月十四日には、ついに神祇省すら廃止され、教部省が置かれることとなる。この極めて短い、されど激動の期間の中で、鎮魂祭のあり方も、白川家の位置付けも、決定されていったのである。

資訓が御糸結に本領を発揮した明治四年の鎮魂祭前後、福羽美静によって、白川家に二つの掣肘が加えられた。

『明治天皇紀』明治四年十一月条には、次の通り記されている。

是の月 節朔祭御拝等の制を定めたまふ、賢所等御日拝は東行以降宮中神祇道を家職とせし白川資訓に代拝を命じたまひ、資訓私宅に於て之れを奉仕す、神祇大

輔福羽美静・同少輔門脇重綾以為らく、御代拝を私宅に於て奉仕するが如きは頗る條理に背けるのみならず、資訓既に家職を廃せらる、宜しく資訓の御代拝を停め、更に節朔祭・旬祭・日供の制を定めらるべしと、乃ち案を具し連署して建言す、是の月、之れを制可せらる、次に、大嘗祭終了直後の十一月二十九日には、福羽美静が「有栖川白川吉田三ヶ所八神殿代奉送取調」等のため神祇少輔門脇重綾の出張を正院に願ひ出て、その出張がなされた。⁽⁴⁰⁾そして、三家が京都で奉斎していた「霊代」が東京に奉遷する結果となったのは、先述の通りである。

そして、白川資訓は、明治五年（一八七二）、大掌典・式部寮七等出仕に任ぜられる。資訓の生涯と事績については、別稿で考証したい。

注

- (1) 鎌田純一氏『皇室の祭祀』（神社本庁研修所、平成十八年（二〇〇六）二月三日）六一頁。
- (2) 伴信友『鎮魂伝』（伴信友全集 巻二（べりかん社、昭和五十二年（一九七七）八月二十日、明治四十年刊国書刊行会版の覆刻）六二八頁）。
- (3) 八束清貫氏「鎮魂祭について（一）」（『神道学』一二、神道学会、昭和三十二年（一九五七）二月一日）・「鎮魂祭について（承前）」（『神道学』一四、同年八月一日）。

「鎮魂祭について（承前・完）」『神道学』一六、同三三年（一九五八）二月一日、同氏「皇室祭祀百年史」『明治維新神道百年史（第一卷）』所収、神道文化会、昭和四十一年（一九六六）四月三十日、等参照。

(4) 川出清彦氏「鎮魂祭古儀考」〔大嘗祭と宮中のまつり〕所収、名著出版、平成二年（一九九〇）六月二十七日。初出は、「鎮魂祭について―古伝を中心として―」〔神道学〕七五、神道学会、昭和四十七年（一九七二）十一月一日。これを補正された「鎮魂祭古儀考」〔神道史研究〕二七・二、昭和五十四年（一九七九）四月一日、神道史学会を収載。

(5) 川出清彦氏「祭祀概説」（学生社、昭和五十三年（一九七三）五月十五日）二八〇頁。

(6) 谷省吾氏「鎮御魂斎戸祭に関する一考察―斎戸はイハイベであらう―」〔神道史研究〕二八・一、神道史学会、昭和五十五年（一九八〇）一月一日。

(7) 安江和宣氏「鎮魂祭の儀―特に木綿結びについて―」（皇學館大学神道研究所編「大嘗祭の研究」所収、皇學館大学出版部、昭和五十三年（一九七八）四月一日）。

(8) 安江和宣氏「御衣振動に関する一考察」（『皇學館論叢』一一・二、皇學館大学人文学会、昭和五十三年（一九七八）四月十日）。

(9) 松前健氏「鎮魂祭の原像と形成」（『松前健著作集 第六卷 王権祭式論』第三章、おうふう、平成十年（一九九八）三月二十五日）、初出は『日本書紀研究』七（『塙書房、昭和四十八年（一九七三）、後に『古代伝承と宮廷祭祀』〔塙書房、昭和四十九年（一九七四）〕収載。同氏「鎮魂

の原義と宮廷鎮魂祭の成立」（『松前健著作集 第六卷 王権祭式論』第七章）、初出は「神々の祭祀と伝承」（同朋社出版、平成五年（一九九三））。「古代の靈魂觀念―アラミタマをめぐる―」（『松前健著作集 第十二巻 古代信仰と民俗』第九章、おうふう、平成十年（一九九八）九月二十五日）、初出は『日本民俗研究大系』二（國學院大學、昭和五十七年（一九八二））、後に『古代信仰と神話文学』（弘文堂、昭和六十三年（一九八八））収載。肥後和夫氏「鎮魂の儀について」（『千家尊宣先生還暦記念神道論文集』所収、神道学会、昭和八年（一九三三）九月十九日）。

(11) 柳井己酉朔氏「天岩戸神話の鎮魂祭的要素」（『國學院雜誌』六二・十、國學院大學、昭和三十六年（一九六一）十月十五日）。

(12) 倉林正次氏「神話と祭り―高天の原の鎮魂と地上の鎮魂―」（『神道史論叢 瀧川政次郎先生米寿記念論文集』所収、国書刊行会、昭和五十九年（一九八四）五月二十六日）。後に同氏「饗宴の研究（祭祀編）」（桜楓社、昭和六十二年（一九八七））収載。

(13) 工藤浩氏「記・紀神話と鎮魂祭」（『国文学研究』一二八、早稲田大学国文学会、平成十一年（一九九九）六月十五日）。

(14) 義江明子氏「女巫」と御巫・宮人―鎮魂儀礼をめぐる―」（『櫻井徳太郎氏編著『シャーマニズムとその周辺』所収、第一書房、平成十二年（二〇〇〇）十二月五日）。津城寛文氏「折口信夫の鎮魂論 研究史的位相と歌人の身体感覚」（春秋社、平成二年（一九九〇）九月二十九

日」。

(16) 渡辺勝義氏『鎮魂祭の研究』〔名著出版、平成六年（一九九四）十一月三日〕。

(17) 渡辺勝義氏「宮中鎮魂祭の変容―平安期以降の歴史的変遷―」〔明治聖徳記念学会紀要〕復刊十六、おうふう、平成七年（一九九五）十二月十五日〕。

(18) 新谷尚紀氏「大和王権と鎮魂祭 民俗学の王権論・折口鎮魂論と文献史学との接点を求めて」〔国立歴史民俗博物館研究報告〕一五二、国立歴史民俗博物館、平成二十一年（二〇〇九）三月三十一日〕。

(19) 拙稿「鎮魂祭に関する一考察」〔宗教研究〕八十二・四、日本宗教学会、平成二十一年（二〇〇九）三月三十日〕、同「鎮魂祭御祈禱に関する一考察」〔神道史研究〕五十七・一、神道史学会、平成二十一年（二〇〇九）四月一日〕、同「鎮魂祭と白川家に関する一考察」〔神道史研究〕五十七・二、神道史学会、平成二十一年（二〇〇九）十月一日〕、同「鎮魂祭について―凡て、鎮魂の儀は天鈿女命の遺跡なり―」〔あらはれ〕十二、平成二十一年（二〇〇九）十月十二日、猿田彦大神フォーラム〕、同「神祇伯白川家における鎮魂祭」〔宗教研究〕八十三・四、日本宗教学会、平成二十二年（二〇一〇）三月三十日〕、同「鎮魂祭と白川家に関する一考察」〔神道史研究〕五十八・一、神道史学会、平成二十二年（二〇一〇）四月一日〕。

(20) 「明治初期に於ける新嘗祭」〔皇學館大学神道研究所編『続大嘗祭の研究』所収、皇學館大学出版部、平成元年（一九八九）〕。

(21) 岩本徳一氏「神祇官代新嘗祭考」〔國學院雜誌〕六七・六、國學院大學、昭和四十一年（一九六六）六月十五日〕、同氏「明治四年國郡卜定考」〔國學院雜誌〕九一・七、國學院大學、平成二年（一九九〇）七月十五日〕等。

(22) 阪本是丸氏「近世・近代神道論考」〔弘文堂、平成十九年（二〇〇七）八月三十一日〕等。

(23) 武田秀章氏「維新期天皇祭祀の研究」〔大明堂、平成八年（一九九六）十二月二十三日〕等。

(24) 藤田大誠氏「近代国学の研究」〔弘文堂、平成十九年（二〇〇七）十二月十五日〕等。

(25) 小平美香氏「女性神職の近代」〔べりかん社、平成二十一年（二〇〇九）三月三十日〕等。

(26) 安丸良夫氏・宮地正人氏校注『宗教と国家』〔岩波書店、昭和六十三年（一九八八）九月二十二日〕三頁。

(27) 高埜利彦氏「江戸時代の神社制度」〔同氏編『日本の時代史十五 元禄の社会と文化』所収、吉川弘文館、平成十五年（二〇〇三）八月二十日〕等、〔シンポジウム〕鈴鹿家資料と小原家文庫〔皇學館大学神道研究所紀要〕二十五、皇學館大学神道研究所、平成二十一年（二〇〇九）三月十五日〕収載の、加茂正典氏「鈴鹿家宮廷祭祀資料から復元される「新嘗御祈」参照。

(28) 石井良助氏編『太政官日誌 第三卷』〔東京堂出版、昭和五十五年（一九八〇）九月十日〕五九八頁。

(29) 常世長胤「神祇官沿革物語」〔神祇院教務局調査課、昭和十六年（一九四一）十一月十日〕、同「神教組織物語」〔前掲（26）『宗教と国家』に阪本是丸氏校注で翻刻〕。西田長男氏『日本神道史研究 第七卷 近世編下』〔講

談社、昭和五十三年（一九七八）十二月十日。

- (30) 宮内庁『明治天皇紀 第二』（吉川弘文館、昭和四十四年（一九六九）三月三十一日）。藤田大誠氏は、前掲(24) 書で、小平美香氏は前掲(25) 書で、それぞれ『公文録』を用いて検討を加えられている。

- (31) 小平美香氏前掲(25) 書。

- (32) 以下、各史料は、『神道大系』・『新訂増補国史大系』・『大日本古記録』・『増補史料大成』等に拠る。

- (33) 武田秀章氏「四時祭典定則成立過程の一考察―明治二年『年中祭儀節会大略』の紹介・翻刻を中心に―」（『神道学』一三六、神道学会、昭和六十三年（一九八八）二月一日）。

- (34) 石野浩司氏「維新时期「宮中三殿」成立史の一考察―毎朝御拝「石灰壇」祭祀の終焉として―」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊四五、明治聖徳記念学会、平成二十年（二〇〇八）十一月）、同氏「宮中三殿成立史補考―神宮大麻制度の欽定との関わりで―」（『皇學館大学神道研究所所報』七六、皇學館大学神道研究所、平成二十一年三月十五日）等。

- (35) 阪本是丸氏前掲(22) 書一二〇頁。

- (36) 常世長胤前掲(29)『神祇官沿革物語』八四頁。

- (37) 小平美香氏前掲(25) 書二〇八頁。

- (38) 田中初男氏『踐祚大嘗祭 資料篇』（木耳社版、昭和五十年（一九七五）年五月十五日）。

- (39) 西川順士氏「近代の大嘗祭」（『皇學館大学神道研究所編『大嘗祭の研究』所収、皇學館大学出版部、昭和五十三年（一九七八）四月一日）。

- (40) 藤田大誠氏前掲(24) 書一八三頁。

（附記）

貴重な資料の閲覧にご高配下さった宮内庁書陵部に厚く御礼申し上げます。本稿は、平成二十一年（二〇〇九）十二月六日（日）、第六十三回神道宗教学会学術大会（於國學院大學）で発表した「鎮魂祭の変遷についての一考察」の内容に、その後の成果を加えたもので、笹川科学研究助成による研究成果の一端です。皇學館大学名誉教授安江和宣先生を始め、大会当日及びその前後にご指導下さった諸先生方に深く感謝申し上げます。

（皇學館大学神道研究所助手）